

3章 被保険者

1 被保険者

(1)被保険者の概念

介護保険は社会保険であり、一定の要件に該当する者は法律上当然に被保険者となる。介護保険の加入は強制加入となる。保険制度に加入して、保険料を納付するとともに、その保険の目的である保険事故が発生した場合に、保険金等の保険給付（損害等の補填）を受け取る主体のことを被保険者という。



<保険者とは>

介護保険の運営責任を担う主体を保険者という。保険者は市町村および特別区である。

※例外的に「広域連合」や「一部事務組合」も保険者となることがある。

(2)被保険者の資格要件

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者	市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者
受給権者	要介護者、要支援者	要介護者・要支援者のうち、老化に起因する特定の疾病（16疾病）によるもの



第1号被保険者：市町村の区域内に住所を有する65歳以上の者

第2号被保険者：市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満、医療保険加入者



<国籍と被保険者との関係>

1 被保険者にならない

- ・日本国籍はあるが、海外に長期滞在しており、日本に住所がない。

2 被保険者となる（要件を満たせば）

- ・日本国籍はないが、日本に長期にわたり居住する在日外国人（特別永住者）
- ・日本国籍はないが、日本に在留する外国人（中長期在留者）

※住民基本台帳法の適用対象

2 被保険者資格の取得と喪失

介護保険の被保険者資格は、介護保険を適用すべき原因となる事実が発生した日に、資格の取得ができる（事実発生主義）。

(1)資格取得の時期

年齢到達の場合 （誕生日の前日）	・当該市町村の区域内に住所を有する医療保険加入者が 40 歳に達したとき
住所移転の場合 （当日）	・40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者または 65 歳以上の者が当該市町村の区域内に住所を有するに至ったとき ・住民である 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者、65 歳以上の者が適用除外施設を退所（退院）したとき
生活保護法の被保護者から医療保険加入になった場合 （当日）	・当該市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の者が医療保険加入者となったとき（生活保護法の保護停止による国民健康保険の適用除外の非該当など）
被保護者が 65 歳に達した場合 （誕生日の前日）	・当該市町村の区域内に住所を有する 40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者が 65 歳に達したとき



<遡及適用>

介護保険の被保険者資格は、仮に資格取得の届出がなされない場合においても、被保険者の資格要件を満たしていることが判明すれば、その事実発生の日まで遡って被保険者資格を取得したものとして取り扱う。

<被保険者資格の取得>

被保険者資格の取得は原則『当日』であるが、年齢到達時の被保険者資格取得は『誕生日の前日』となる。

(2)資格喪失の時期

『翌日』に喪失	・被保険者が、その市町村の区域内に住所を有しなくなったとき ・当該市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者または65歳以上の者が適用除外施設に入所(入院)したとき ・被保険者が死亡したとき
『当日』に喪失	・市町村に住所を有しなくなった日に他の市町村の区域内に住所を有するに至ったとき ・第2号被保険者が医療保険加入者でなくなったとき

**<被保険者資格の喪失>**

被保険者資格の喪失は原則として『翌日』である。例外として、上記2つの理由にて『当日』に喪失する。

3 介護保険の適用除外

一定の施設（適用除外施設）に入所・入院している者は、介護保険の被保険者とならないことになっている。被保険者として取り扱わない理由としては3つあげられる。

- ・長期に継続して入所・入院している人が多く、介護保険サービスを受ける可能性が低い。
- ・重度の障害者の入所が想定され、施設が介護に相当するサービスをすでに提供している。
- ・40歳以上の人が多く入所している実態がある。

根拠法	適用除外施設
障害者総合支援法	指定障害者支援施設
	指定障害福祉サービス事業者である療養介護を行う病院
身体障害者福祉法・知的障害者福祉法	障害者支援施設
児童福祉法	医療型障害児入所施設
	医療型児童発達支援を行う医療機関

ハンセン病問題の 解決の促進に関する 法律	国立ハンセン病療養所等の療養病床
独立行政法人国立 重度知的障害者総 合施設のぞみの園 法	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置 する施設
生活保護法	救護施設
労働者災害補償保 険法	被災労働者の受ける介護の援護を図るために必要な事業にか かる施設

4 住所地特例

介護保険制度では、住所地である市町村の被保険者となることが原則である。これを住所地主義という。しかし、この住所地主義では、介護保険施設等が多く立地する市町村は介護保険給付費の負担が重くなり、市町村間に財政上の不均衡を招くために、住所地特例対象施設に入所するために住所を移転した場合には「移転前の市町村を保険者とする」という住所地特例が設けられている。

住所地特例対象施設

介護保険施設	①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ②介護老人保健施設 ③介護医療院 ④介護療養型医療施設
特定施設（介護保 険法）	①有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサービス付き 高齢者向け住宅を含む） ②養護老人ホーム ③軽費老人ホーム
養 護 老 人 ホ ー ム （老人福祉法）	①養護老人ホーム（措置による入所）

住所地特例のイメージ①

		前住所地	現住所・入居施設	保険者
①居宅から住所地特例対象施設に入所などした場合		A市 住所地	入所・入居 B市 Ⅰ施設 住所変更	A市
複数の住所地特例対象施設に入所などした場合	②2以上の施設すべてに順次住所を移している場合	A市 住所地	入所・入居 住所変更 B市 Ⅰ施設 住所変更 入所・入居 住所変更 C市 Ⅱ施設	A市
	②2以上の施設に継続して入所しているが、途中の施設に住所を移していない場合	A市 住所地	入所・入居 住所変更 Ⅰ施設 住所変更 B市 (親族の自宅) 住所変更 入所・入居 住所変更 C市 Ⅱ施設 住所変更 入所・入居 住所変更 D市 Ⅲ施設	B市
④養護老人ホームの措置入所者が住所地特例対象施設に入所などした場合		A市 住所地	入所措置 住所変更 B市養護老人ホーム 住所変更 入所・入居 住所変更 C市 Ⅰ施設	A市

住所地特例のイメージ②



住所	—	B市
住民税	—	B市
行政サービス	—	B市
介護保険の保険者	A市	—
介護保険料	A市	—
保険給付	A市	—
特定地域密着型サービス (21頁参照)	—	B市
地域支援事業	—	B市

5 届出

被保険者資格を取得すると、その日から保険給付を受ける権利と保険料を負担する義務が発生する。第1号被保険者については、市町村（保険者）による被保険者の把握をするために、資格の得喪（取得と喪失）に関する事項その他必要な事項について、市町村への届出義務が課せられている。



- ・届出は資格等に変動があった日から 14 日以内に行う。
- ・届出の義務者は原則として、第 1 号被保険者本人であるが、本人の属する世帯の世帯主が本人に代わって届出をすることも可能である。

届出が必要な場合

- ①転入または住所地特例適用被保険者でなくなったことによる資格取得
- ②外国人で 65 歳に達したとき
- ③住所地特例の適用を受けるに至ったとき
- ④氏名の変更
- ⑤同一市町村での住所変更
- ⑥所属世帯または世帯主の変更
- ⑦転出・死亡による資格喪失



<届出が必要でない場合>

- ・市町村の区域内に住所を有する者で医療保険に加入していない者が 65 歳になり、被保険者資格を取得した場合
- ・住民基本台帳法による届出（転入届・転居届・転出届・世帯変更届等）があった場合（その届出と同一の事由で介護保険についての届出があったとみなされるため）